

訪問介護サービス・日常生活支援総合事業利用料金表

光風会みまもりステーション

令和6年.6.1～

I 訪問介護サービス（介護は利用時間別の1回の料金）

（単位：円）

基本料	身体介護 中心型	20分未満	183	利用者の生活にとって定期的に必要となる短時間の排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった身体介護（単なる本人の安否確認や健康チェックに伴い若干の身体介護を行う場合を除く） 利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助
		20分～30分未満	274	
		30分～1時間未満	435	
		1～1.5時間未満	637	
	20分以上に引き続き生活援助	73	1～1.5時間未満から30分増すごとに92円を加算	
金	生活援助 中心型	20分～45分未満	201	上記の身体介護中心型に引き続き生活援助中心の訪問介護を行った場合、20分から計算して25分増すごとに73円（但し最高で219円）を加算 身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合
		45分以上	247	
利用者の身体的理由等により、2人の訪問介護員によりサービスの提供を受けた場合は、上記料金が2倍となります。				
夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合25%増、深夜（22:00～6:00）の場合50%増になります。				

加算 項目	緊急時訪問介護加算	1回	102	利用者やその家族等からの要請を受けて、ケアマネジャーが必要と認めた時に、居宅サービス計画にない身体介護を行なった場合※緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の（1）20分未満に引き続き、生活援助を行うことが可能
	初回加算	月	204	過去2ヵ月に当事業所からサービス提供を受けていない場合で、新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	月	102	理学療法士等の助言に基づき訪問介護計画を作成し、サービスを提供した場合
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	月	204	理学療法士等が訪問して行うリハビリテーションに同行し、身体状況等を共同して評価し、訪問介護計画を作成してサービスを提供した場合
	口腔連携強化加算	月	51	利用者の口腔の状態を確認し、歯科専門職による適切な口腔管理を実施するための評価を行い、利用者の同意を得たうえで、歯科医療機関や介護支援専門員へ口腔衛生状態や口腔機能に関する情報提供を評価する加算
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	日	3	利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたし介護を必要とする認知症の利用者が50%以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を基準に沿い配置し、認知症ケアに関する技術的指導等の会議を定期的に開催	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		介護職員の処遇改善のための加算「基本+その他の加算」の料金額に24.5%を乗じた額		

* 当事業所は、下記要件を満たすため特定事業所加算（Ⅱ）で基本単位数を10%加算しています。

＜体制要件＞ 計画的な研修、サービス提供責任者の事前情報伝達・事後報告の徹底、定期的な健康診断の実施、緊急時における対応法を利用者に明示すること。 人材要件：介護福祉士の割合が30%以上であること

II 日常生活支援総合事業訪問型

基本料 金	週1回程度の利用が必要とされた場合	1,201	
	週2回程度の利用が必要とされた場合	2,398	
	週3回程度の利用が必要とされた場合（要支援2）	3,805	
総合事業は月単位の料金で、月途中で利用開始または中止や、短期入所等の利用月は基本部分が日割りとなります。			
加算	初回加算	204	新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
	口腔連携強化加算	月 51	利用者の口腔の状態を確認し、歯科専門職による適切な口腔管理を実施するための評価を行い、利用者の同意を得たうえで、歯科医療機関や介護支援専門員へ口腔衛生状態や口腔機能に関する情報提供を評価する加算
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	月 102	理学療法士等の助言に基づき訪問介護計画を作成し、サービスを提供した場合
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	月 204	理学療法士等が訪問して行うリハビリテーションに同行し、身体状況等を共同して評価し、訪問介護計画を作成してサービスを提供した場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		介護職員の処遇改善のための加算「基本+その他の加算」の料金額に24.5%を乗じた額	

* 上記料金には、富山市の地域単価10.21を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。

* 中山間地と定められる地域にお住いの方に、当事業所の通常の事業実施範囲を越えてサービスを提供した場合、基本料金が5%加算されます。

* 要介護状態区分に応じた支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

* 表記料金は負担割合が1割の場合です。2割や3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。また介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

◎その他の交通費（買い物・薬取り等）

片道1km未満	100円
片道1km以上3km未満	250円
片道3km以上5km未満	400円
片道5km以上5km毎に	400円加算

◎その他の利用料

利用者の希望（私的理由）によるものは介護保険に準ずる。
◎当日キャンセル料 1,000円